

【政令別表第1】

| | | |
|----------|---|---|
| (1) 項 | イ | 劇場、映画館、演芸場、観覧場 等 |
| | ロ | 公会堂、集会所 等 |
| (2) 項 | イ | キャバレー、カフェ、ナイトクラブ その他これらに類するもの |
| | ロ | 遊技場、ダンスホール 等 |
| | ハ | 性風俗営業店舗 等 |
| | ニ | カラオケ 等 |
| (3) 項 | イ | 待合、料理店 その他これらに類するもの |
| | ロ | 飲食店 等 |
| (4) 項 | | 百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗又は展示場 |
| (5) 項 | イ | 旅館、ホテル、宿泊所 その他これらに類するもの |
| | ロ | 寄宿舍、下宿又は共同住宅 等 |
| (6) 項 | イ | 病院、診療所又は助産所 等 |
| | ロ | 特養老人ホーム 等 |
| | ハ | デイサービス、保育所 等 |
| | ニ | 幼稚園又は特別支援学校 等 |
| (7) 項 | | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校 その他これらに類するもの |
| (8) 項 | | 図書館、博物館、美術館 その他これらに類するもの |
| (9) 項 | イ | 特殊浴場 等（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 その他これらに類するもの） |
| | ロ | 一般浴場 等（9 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場） |
| (10) 項 | | 駅舎 等 |
| (11) 項 | | 神社、寺院、教会 その他これらに類するもの |
| (12) 項 | イ | 工場又は作業場 等 |
| | ロ | 映画スタジオ又はテレビスタジオ 等 |
| (13) 項 | イ | 自動車車庫又は駐車場 等 |
| | ロ | 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 等 |
| (14) 項 | | 倉庫 等 |
| (15) 項 | | 前各項に該当しない事業場（事務所、美容室 等） |
| (16) 項 | イ | 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの |
| | ロ | イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 |
| (16) 項の2 | | 地下街 |
| (16) 項の3 | | 準地下街 |
| (17) 項 | | 文化財 |
| (18) 項 | | 延長 50 メートル以上のアーケード |
| (19) 項 | | 市町村長の指定する山林 |
| (20) 項 | | 総務省令で定める舟車 |

…特定用途防火対象物

…非特定用途防火対象物